

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和7年第1回定例会提出予定議案の説明

(7) 議案第16号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第16号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和7年2月10日

健康福祉局

議案第 16 号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営 の基準に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

1 条例改正の背景

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 6 年内閣府・厚生労働省令第 20 号）

2 改正の主な内容

上記 1 に伴い、生活介護事業者が献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととするときを次のとおり改めるもの

「栄養士を置かないとき」 → 「栄養士又は管理栄養士を置かないとき」

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第68号 (食事)</p> <p>第45条 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。</p> <p>2 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜(し)好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。</p> <p>3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。</p> <p>4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>	<p>○川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第68号 (食事)</p> <p>第45条 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。</p> <p>2 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜(し)好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。</p> <p>3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。</p> <p>4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に<u>栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>